

歴代宝案訳注本第 4・5・6・12・14 冊デジタル化・テキスト化業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、平成 31 年度歴代宝案訳注第 4・5・6・12・14 冊デジタル化・テキスト化委託業務の委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、歴代宝案訳注本第 4・5・6・12・14 冊デジタル化・テキスト化委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（信義誠実）

第 2 条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に委託業務を履行するものとする。

（委託業務の処理方法）

第 3 条 乙は、委託業務を別紙平成 31 年度歴代宝案訳注本第 4・5・6・12・14 冊デジタル化・テキスト化委託業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って、実施しなければならない。

（委託の期間）

第 4 条 委託の期間は、契約締結の日から令和 2 年年 2 月 2 8 日までとする。

（委託料）

第 5 条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）を乙に支払うものとする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、委託料に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 6 条 沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条により支払（又は第 2 項第 1 号により免除）。

（契約内容の変更）

第 7 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 行政目的上又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、又はこの契約の履行を中止し、若しくは打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から 30 日以内に整わない場合には、前項に規定す

る変更の内容は、甲が定めるものとする。

- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、天変地異その他自己の責めに帰すことのできない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、甲に対して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による業務委託料の変更)

第9条 この契約の締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して業務委託料の額を変更することができる。

(業務完了報告等)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に履行確認の検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(委託料の支払)

第11条 甲は、前条第2項の規定により実施した検査の結果が契約の内容に適合すると認めるときは、乙に対し業務委託料を支払うものとする。乙は甲に対し業務委託料の支払いを書面により請求するものとし、甲は受理した日から30日以内に支払うものとする。

(業務遅延に対する遅延利息)

第12条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

- 2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額）に対して年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第13条 甲がその責めに帰すべき理由により第11条に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

(委託業務の中止等)

第 14 条 乙は、災害、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲と協議の上、契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の精算をするものとする。

(契約の解除及び違約金)

第 15 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により乙に通知して、甲はいつでもこの契約を解除することができるものとする。この場合において、既に支払った委託料があるときは、その全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに委託業務を完了しないとき又は履行期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 乙(代表者、役員又は実質的に経営に関与する者をいう。また、共同企業体においてはすべての構成員の代表者、役員又は実質的に経営に関与する者をいう。)が次のいずれかに該当すると判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下これらを「反社会的勢力」と総称する。)に属すると認められるとき。

イ 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

ウ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

エ 自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合には、甲は違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

3 前項の場合において、甲に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、甲はその不足分を乙に請求することができる。

(権利義務譲渡の禁止)

第 16 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 17 条 乙は、委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(委託業務の報告)

第 18 条 乙は、甲から委託業務の進捗状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やか

に報告しなければならない。

(委託業務の調査)

第 19 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について実地に調査をすることができる。

(諸帳簿類の整理・保存)

第 20 条 乙は、委託業務に関する会計帳簿、書類等を委託業務終了後、5 年間保存しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第 21 条 検収によって発見できない瑕疵が発見され、甲が乙にこれを申し出たときは、乙は、当該瑕疵について補修の責を負う。

2 前項の保証期間は、令和 2 年 2 月 2 9 日から起算して 3 年間とする。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、委託業務を実施するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(権利)

第 23 条 本委託業務において受託者が作成し沖縄県に納入した成果物に係る一切の権利は、沖縄県に帰属するものとする。

(協議)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号
沖縄県
知事 玉城 康裕 印

乙